

児童扶養手当を受給されている皆様へ



I 毎年1回、現況届の提出が必要です

児童扶養手当の受給者は、現況届を8月1日～8月31日（ただし、土、日、祝日は除く。）の間に、「児童扶養手当現況届」を必ず提出してください。

現況届を提出していただけない場合、1月振込分以降の手当は差し止めとなります。

II 手当の支給は年6回です

児童扶養手当は年6回、2か月分ずつ、証書に記載されている金融機関の口座に振り込まれます。

11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
2か月分		2か月分		2か月分		2か月分		2か月分		2か月分	
支払 1月11日		支払 3月11日		支払 5月11日		支払 7月11日		支払 9月11日		支払 11月11日	

- ・11、12月までの分 → 1月11日
- ・1、2月までの分 → 3月11日
- ・3、4月までの分 → 5月11日
- ・5、6月までの分 → 7月11日
- ・7、8月までの分 → 9月11日
- ・9、10月までの分 → 11月11日

※ 支給日が土、日、祝の場合は、その前の平日に支給となります

※ 振り込みについて通知はありませんので、通帳を記帳し確認してください

III 次の変更があったときは届け出が必要です

- (1) 手当の受給対象となる児童の数に増減があったとき
- (2) 氏名が変わったとき（14日以内に届け出てください）
- (3) 住所変更したとき（14日以内に届け出てください）
- (4) 手当の振込み先の金融機関を変えるとき
- (5) あらたに扶養義務者（父母、祖父母、兄弟姉妹など）と同居するようになったとき
- (6) あなたか、同居している扶養義務者の所得に変更があったとき
- (7) あなたか、児童が公的年金や遺族補償等を受けることができる、又は年金の加算対象となったとき



IV 児童扶養手当証書について

証書は、児童扶養手当を受給していることを証明する書類です。大切に保管してください。なお、全部支給停止のかたには、証書は発行されません。

証書をなくしたり、汚したりした場合は、新しい証書を発行しますので、下記担当課までお申し出ください。現況届提出の際にも必要となります。

※ 児童扶養手当の証書は、就学援助申請や放課後児童会免除申請、公営住宅申請、奨学金申請等の手続きで、必要となる場合があります。

V

手当を受ける資格がなくなる場合

手当を受ける資格がなくなる場合の主な例は次のとおりです。そのときはすぐ手続きをしてください。届出をしないまま手当を受けていますと、受給資格がなくなった月の翌月から受給していた手当の総額をあとで返還していただくことになります。

- (1) あなたか児童が日本国内に住所を有しなくなる時
- (2) 児童が18歳に達した年度末（心身に障がいがあるときは20歳）になったとき
- (3) 手当を受けている母又は父が婚姻したとき（事実婚を含む）。

※法律上の結婚をしていなくても、男性又は女性と同居したり、住民票の住所が同じであったり、生計を共にしたとき（保険や税の扶養に入る等）は事実婚として、結婚と同じ状態となります。

- (4) 父又は母から遺棄されなくなったとき
- (5) 拘置所や刑務所に拘禁されている父又は母が出所したとき
- (6) 児童があらたに父又は母と生計を共にするようになったとき
- (7) 児童が施設に入所したとき又は里親委託されたとき
- (8) 養育者が児童と別居するようになったとき
- (9) 母が児童を監護しなくなったとき、又は父が児童を監護せず、かつ生計を同じくしなくなったとき
- (10) 児童が死亡したとき

VI

手当の支給が停止する場合

- (1) あなたか、同居する扶養義務者（父母、祖父母、兄弟姉妹など）の所得が制限額を超過した場合は、支給額の一部又は全部が停止します。扶養義務者とあらたに同居する場合も、状況を確認しますので、すぐにお問合せください。

扶養義務者と住民票上、世帯を分けていても、客観的な証明ができなければ、別世帯・別生計とは認められません。また、単身赴任や出稼ぎの場合も、原則的には生計が一緒として所得制限の対象となります。

- (2) あなたか、児童が公的年金や遺族補償等を受けることができるようになった場合、又は児童が年金の加算対象になった場合、支給額の一部又は全部が停止しますので、必ず届出をしてください。（公的年金を受けられるにもかかわらず、請求していない場合、手続きをご案内することがあります）。

※ 届出をしないまま手当を受けていますと、手当の一部又は全額を返還していただくことになります

青森市 福祉部 子育て支援課
子育て家庭支援チーム
〒030-0801 青森市新町1丁目3-7
電話 017-734-5334

浪岡振興部 健康福祉課 民生福祉チーム
〒038-1392
青森市浪岡大字浪岡字稲村101-1
電話 0172-62-1113